

## 津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱

令和5年3月28日訓第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市人権・同和教育研究協議会が実施する人権教育に関する研究事業、人権啓発推進事業等を支援することにより、本市における人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「津市人権・同和教育研究協議会事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、津市人権・同和教育研究協議会に対し、次に掲げる事業に要する費用（飲食に要する費用を除く。以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に係る研修会及び講演会の実施に関する事業
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に係る調査研究及び広報に関する事業
- (3) 地域人権ネットワークの構築に関する事業
- (4) その他市長が適当と認める人権教育及び人権啓発の推進に関する事業

(補助金の額)

第4条 補助金は、交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年度6月末日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに類する書類の写し
- (2) 事業内容の分かる写真又は事業で作製した成果物
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。